契約書

ＷＥＢ版図書情報システムの提供並びに蔵書データ管理ツールの再構築及び運用保守（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社OPACとは、別紙契約条項及び別添仕様書により契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	ＷＥＢ版図書情報システムの提供並びに蔵書データ管理ツールの再構築及び運用保守
案件内容・仕様	別添仕様書のとおり
契約金額 （税込み）	金 11,235,400 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 1,021,400 円）
納入期限	令和11年03月30日
契約期間	令和08年03月31日　～　令和11年03月31日
納入場所・履行場所	別添仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和08年03月31日

発注者　支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長
染谷　武宣

受注者　〒266-0033
千葉県千葉市緑区おゆみ野南一丁目27番4号
株式会社ＯＰＡＣ
代表取締役　田村　晃

契約条項

別紙のとおり

（別紙）

契　約　条　項

（業務の内容等）

第１条　業務の内容及び契約金額は、次のとおりとする。

⑴　内　　容　別添仕様書のとおり

⑵　契約金額　金１１，２３５，４００円

（うち消費税及び地方消費税額　金１，０２１，４００円）

ただし、各年度における支払内訳は次のとおり

ア　蔵書データ管理ツールの再構築に関する代金（初期費用）

令和８年度　金５，６６５，０００円

（うち消費税及び地方消費税額　金５１５，０００円）

イ　ＷＥＢ版図書情報システムの提供及び蔵書管理ツールの運用保守に関する代金

令和８年度　金１，７２２，６００円

（うち消費税及び地方消費税額　金１５６，６００円）

令和９年度　金２，１２５，２００円

（うち消費税及び地方消費税額　金１９３，２００円）

令和１０年度　金１，７２２，６００円

（うち消費税及び地方消費税額　金１５６，６００円）

（成果物の納入期限及び場所）

第２条　成果物の納入期限及び場所は、別添仕様書のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

（契約保証金）

第３条　受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第４条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第５条　受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督等）

第６条　発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

⑴　受注者が提出する書類の調査
⑵　業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議
2　受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。
（業務の検査）
第７条　受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して１０日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。
3　受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して１０日以内とする。
4　検査に要する費用は、受注者の負担とする。
（成果物の検査及び納入）
第８条　受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して１０日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。
3　発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
4　受注者は、第2.項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して１０日以内とする。
5　検査に要する費用は、受注者の負担とする。
6　発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。
（蔵書データ管理ツールの再構築に関する代金（初期費用）の支払）
第９条の１　代金は、一括で支払うものとし、受注者は、前条の検査に合格した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。
2　発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
3　受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合において発注者の承諾があるときは、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、このときにおいては、前二項に準じた取扱いをするものとする。
（ＷＥＢ版図書情報システムの提供及び蔵書管理ツールの運用保守に関する代金の支払）
第９条の２　代金は、各年度ごとに一括で支払うものとし、受注者は、前２条の検査に

合格した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2　発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3　受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合において発注者の承諾があるときは、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、このときにおいては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

（履行遅延の賠償）

第１０条　発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2　受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞又は成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3　前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第１項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては遅滞又は遅延した部分の代価に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が１００円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

（検査の遅延）

第１１条　発注者がその責めに帰すべき事由により第７条第２項若しくは第３項又は第８条第２項、第４項若しくは第６項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第１項及び第３項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（危険負担等）

第１２条　成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2　成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3　前項の場合、発注者は、第１５条第１項第４号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とす

る。

（契約不適合責任）

第１３条　納入された成果物又は終了した業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、発注者は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

２　納入された成果物又は終了した業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第５６３条２項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

３　前二項の規定は、民法第４１５条の規定による損害賠償の請求並びに第５４１条及び第５４２条の規定による解除権の行使を妨げない。

４　契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第７条第２項若しくは第３項による検査を完了した日又は第８条第２項、第４項若しくは第６項に基づき成果物の納入を受けた日から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（秘密の保持）

第１４条　発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第１５条　発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第２号から第４号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

⑴　この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第４号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑵　監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとしたとき

⑶　詐欺その他の不正行為をし、又はしようとしたとき

⑷　民法第５４２条第１項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき

２　前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

３　発注者は、第１項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

４　第２項及び前項の規定は、民法第５４２条第２項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（受注者の契約解除権）

第１６条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第２号又は第３号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1)　この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第３号を除く。）
(2)　著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となったとき
(3)　民法第５４２条第１項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき
2　前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
3　受注者が第１項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
4　第２項及び前項の規定は、民法第５４２条第２項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（違約金）

第１７条　前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金）

第１８条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
(1)　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消した場合を含む。）。
(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われた場合は、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定したときにおける当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
(3)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１

号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　受注者又は受注者の代理人の刑法第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の１０分の１に相当する金額のほか、契約金額の１００分の５に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

⑴　前項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項ないし第３項の適用があるとき。

⑵　前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

⑶　受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第１９条　受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わない場合は、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第４０４条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第２０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員又は第３２条第１項第２号から第４号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２１条　発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　暴力的な要求行為

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

⑷　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

⑸　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第２２条　受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第２３条　受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

２　発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認した場合、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じない場合は、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第２４条　発注者は、第２０条、第２１条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

２　受注者は、発注者が第２０条、第２１条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第１７条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

（不当要求等に関する通報等）

第２５条　受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（著作権等）

第２６条　成果物等の著作権は、著作権法第２７条及び同第２８条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

２　受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

３　受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

４　発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

（紛争の解決）

第２７条　この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたときを除き、各自これを負担する。

（契約の疑義）

第２８条　この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

目次

第１　業務の名称 2
第２　作業期間 2
第３　目的 2
第４　本システムについて 2
１　本システムの概要 2
２　本システム利用の詳細 3
(1)　利用対象庁 3
(2)　動作環境 3
(3)　システムの稼働時間等 3
３　本システムの機能等 3
(1)　管理者向けサービス 3
(2)　利用者向けサービス 4
第５　蔵書データ管理ツールについて 6
１　蔵書データ管理ツールの概要 6
２　蔵書データ管理ツールの利用の詳細 7
(1)　利用対象庁 7
(2)　動作環境 7
３　蔵書データ管理ツールの機能等 7
(1)　図書管理機能 7
(2)　逐次刊行物管理機能 8
(3)　共通機能 9
４　蔵書データ管理ツールの運用保守 10
(1)　期間 10
(2)　運用保守業務対応時間 10
(3)　作業概要 10
第６　端末 10
第７　納品成果物等 11
１　成果物等 11
２　成果物等の書式等 12
３　納入等場所 12
第８　業務の再委託 12
第９　知的財産権 12
第１０　機密保持 13
第１１　情報セキュリティに関する事項 13
第１２　受注者の条件 14
第１３　その他 14

仕　様　書

第１　業務の名称

ＷＥＢ版図書情報システムの提供並びに蔵書データ管理ツールの再構築及び運用保守

第２　作業期間

契約締結日から令和１１年３月末日まで

作業期間の内訳

１　ＷＥＢ版図書情報システムの提供期間

令和８年４月１日から令和１１年３月末日まで

２　蔵書データ管理ツールの再構築期間

令和８年４月１日から同年８月末日まで

３　蔵書データ管理ツールの運用保守期間

令和８年１０月１日から令和１０年９月末日まで



第３　目的

本件は、全国の裁判所（各高地家裁の約７０拠点）が管理している蔵書データを、インターネット回線を利用して検索することのできる蔵書検索システム（名称：WEB 版図書情報システム（以下、「本システム」という。））を構築・運用することにより、調査事務の効率化を図り、併せて、全国の裁判所（各高地家裁の約７０拠点）が各庁で蔵書データを管理し、本システムに取り込むデータを作成することのできる「蔵書データ管理ツール」の再構築を行い、本システムと連携させて蔵書管理の効率化を図ることを目的とする。

第４　本システムについて

１　本システムの概要

本システムは、全国の裁判所（各高地家裁の約７０拠点）が各庁で管理している蔵書データ（裁判所側で出力したもの）を、受注者側で用意するサーバに取り込み、インターネットを通じて職員に公開するもの（[redacted]）である。本システムに取り込む蔵書データは、令和８年４月から同年９月までは現在裁判所で利用している「図書管理検索システム[redacted]」から出力されるテキスト形式のデータを使用し、令和８年１０月から令和１１年３月までは今回再構築する蔵書データ管理ツールから出力されるデータを使用する。

なお、全国の裁判所の蔵書データ量は、現在約５００万件（令和７年７月時点）であり、今後年間約８万件の増加が見込まれる。

2　本システム利用の詳細

(1)　利用対象庁

最高裁判所並びに全国の高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

(2)　動作環境

受注者は、次のとおり本システムサーバ及び同サーバの運用に必要な機器（以下「本サーバ等」と総称する。）を設置し、インターネット回線を通じて、後記第６の端末から本システムを利用可能とすること。

ア　本サーバ等の設置場所

受注者は、[redacted]の認証を受けている[redacted]にサーバ等を設置していることを、最高裁判所に対し、書面をもって疎明できること。

イ　本サーバ等の仕様

[redacted]

なお、ウイルス対策ソフト及び同ライセンスについては、受注者の負担で用意すること。

ウ　通信経路の暗号化

[redacted]

(3)　システムの稼働時間等

本システムは、保守点検等のやむを得ない場合を除き、利用期間中、２４時間３６５日稼働するものとする。

なお、やむを得ず休止する場合は、事前に最高裁判所の了承を得ること。

3　本システムの機能等

本システムは、次の機能を有するものとする。

(1)　管理者向けサービス

ア　認証方法

（ア）[redacted]

（イ） [redacted]

イ　操作マニュアル表示機能

[redacted]

ウ　データ登録機能

[redacted]

（ア）　出力データ

各裁判所にて出力される蔵書データ（図書管理検索システムから出力されるデータは[redacted]データ）の項目は、「図書管理検索システム[redacted]」から出力するもの（令和８年４月から同年９月まで）については別表１のとおり、蔵書データ管理ツールで出力するもの（令和８年１０月以降）については別表２のとおりである。令和８年４月の提供開始時には別表１の出力データに、同年１０月以降は別表２の出力データにそれぞれ対応する設定がされていること。

なお、出力する蔵書データに裁判所名は含まれていないため、別途取得する。

おって、本システムで使用する備付先データは、出力する蔵書データの小分類名のデータを用いること。

（イ）　編集方法

同一の図書又は逐次刊行物データが存在した場合は、それぞれの備付先データを区切ってデータを結合すること。ただし、検索結果一覧画面において、同一データの集約表示及び展開表示が可能である場合は、上記データ結合処理を行う必要はない。

エ　登録エラー表示機能

[redacted]

オ　ユーザ管理機能

ユーザ情報の登録・変更等を行うことができること。

(2)　利用者向けサービス

ア　認証方式

[redacted]認証とする。

なお、認証に必要な情報については、別途受注者に対して提供する。

イ　操作マニュアル表示機能

[redacted]

ウ　検索機能

（ア）　検索条件

[redacted]

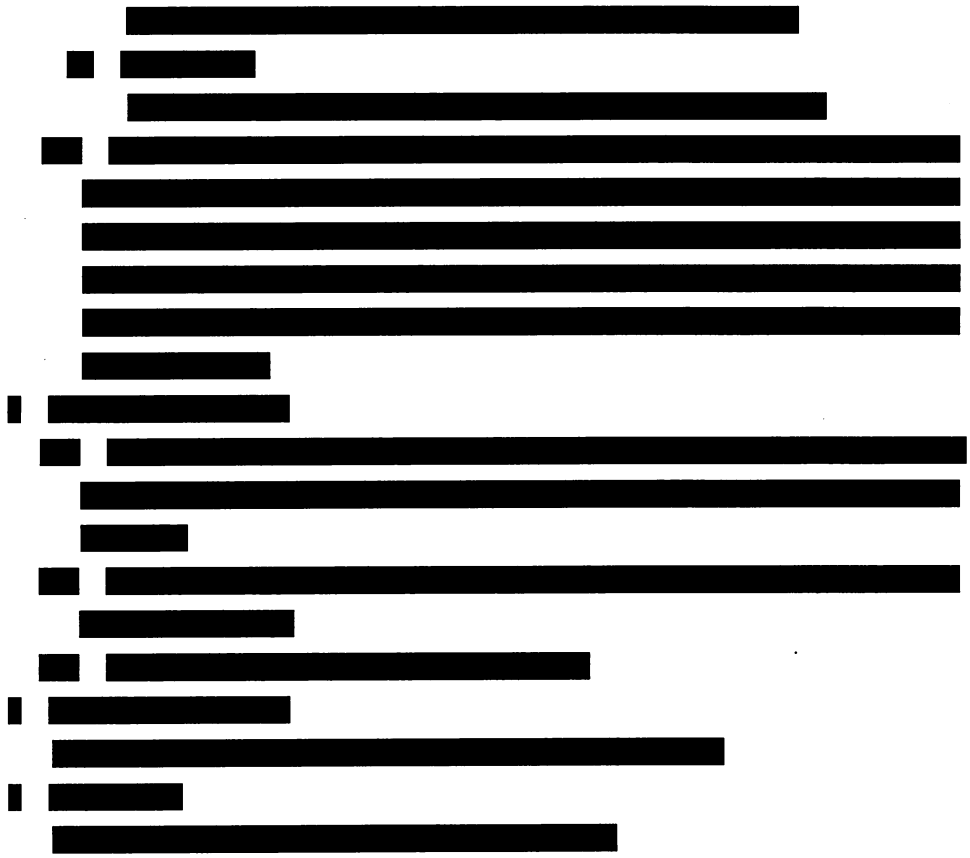
[redacted]

（イ） 検索方法

[redacted]

（ウ） 検索結果表示機能

[redacted]



第５　蔵書データ管理ツールについて

１　蔵書データ管理ツールの概要

蔵書データ管理ツールは、全国の裁判所（各高地家裁の約７０拠点）が各庁で管理している蔵書データを新規登録、修正、削除及び検索等ができるツールである。蔵書データ管理ツールは、[redacted]上での動作を前提として、[redacted]に含まれるアプリケーション（例：[redacted]等）での利用を想定した設計・開発を行うものとする。ただし、[redacted]は使わないものとする。

蔵書データ管理ツールに登録されるデータは、本システムに取り込んで登録可能となる形式で出力できる仕様とし、現在各庁で蔵書データの管理及び出力をおこなっている「図書管理検索システム[redacted]」から蔵書データ管理ツールへのデータ移行がスムーズに行える機能を備えるものとする。

なお、全国の裁判所の蔵書データ量は、現在約５００万件であり、今後年間約８万件の増加が見込まれる。

おって、蔵書データ管理ツールは、令和８年４月から８月までの間に受注者が再構築を行う。加えて、受注者は、蔵書データ管理ツールの大量データ登録時の操作性に問題が生じないことのテストを行い、「テスト結果報告書」を作成した上、第７記載の期限までに最高裁判所へ提出する。また、蔵書データ管理ツールの構成を簡潔に示した「設計書」も第７記載の期限までに最高裁判所へ提出する。同年９月に発注者が各裁判所へ再構築した蔵書データ管理ツールの配布を行い、同年１０月から運用開始する。蔵書データ

管理ツールの運用開始に伴い、「図書管理検索システム[redacted]」の運用は終了する。

2　蔵書データ管理ツールの利用の詳細

(1)　利用対象庁

全国の裁判所（各高地家裁の約７０拠点）

(2)　動作環境

[redacted]上での動作を前提として、[redacted]に含まれるアプリケーション（例：[redacted]等）での利用を想定した設計・開発を行うものとする。ただし、[redacted]は使わないものとする。

後記第６記載の端末において蔵書データ管理ツールを利用することが可能であること。

3　蔵書データ管理ツールの機能等

蔵書データ管理ツールは、次の機能を有するものとする。

(1)　図書管理機能

[redacted]

[redacted]

(2) 逐次刊行物管理機能

[redacted]

[redacted]

(3) 共通機能

[redacted]

[redacted]

4　蔵書データ管理ツールの運用保守

(1)　期間

令和８年１０月１日から令和１０年９月末日まで

(2)　運用保守業務対応時間

[redacted]

(3)　作業概要

ア　障害対応

(ア)障害切り分け

(イ)システム修正作業及び更新プログラムの送付

(ウ)システム修正時の操作マニュアル類の修正と送付

イ　システム不具合時のバージョンアップシステムの配布

ウ　電話及びメールによる運用サポート。

（問い合わせについては発注者側で集約を行う。）

(4)　作業結果報告書

上記（３）記載の作業について、対応した結果を６か月分取りまとめて、第７の１の項番７記載のとおり提出すること。

第６　端末

本システム及び蔵書データ管理ツールを利用する端末の仕様は、発注者側で用意する次の端末①及び②のとおりである。受注者は、端末①及び②を利用した場合における蔵書データ管理ツールの操作マニュアルを第７記載の期限までに最高裁判所へ提出する。

1　端末①

(1)　CPU

[redacted]

(2)　メモリ

[redacted]

(3)　OS

[redacted]

(4)　ブラウザ

[redacted]

(5) プラグイン

[redacted]

(6) 通信速度

[redacted] 以上

2 端末②

(1) CPU

[redacted]

(2) メモリ

[redacted] 以上

(3) OS

[redacted]

(4) ブラウザ

[redacted]

(5) プラグイン

[redacted]

(6) 通信速度

[redacted] 以上

第７ 納品成果物等

1 成果物等

項番	成果物等名	種類	納入期限
1	本システムへのアクセス数（１ヶ月間）を記載した月次利用状況報告書	提出物	当月分を翌月１０日（裁判所の休日の場合には翌開庁日）まで（ただし、令和１１年３月分については、同月３０日まで）
2	本システムの構成図	成果物	契約締結日の翌日から１０開庁日まで
3	蔵書データ管理ツールの設計書	成果物	令和８年８月末日まで
4	蔵書データ管理ツールのテスト結果報告書	成果物	令和８年８月末日まで
5	蔵書データ管理ツールの操作マニュアル	成果物	令和８年８月末日まで
6	蔵書データ管理ツール	成果物	令和８年８月末日まで
7	蔵書データ管理ツールの運用保守に関する作業結果報告書	成果物	６か月分を翌月１０日（裁判所の休日の場合には翌開庁日）まで（ただし、令和１０年１０月から令和１１年３月分については、令和

			１１年３月３０日まで）

2　成果物等の書式等

(1)　使用言語

日本語

(2)　形式

電子媒体の記録方式は、[redacted]及び[redacted]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

上記アからウまでの[redacted]

(3)　その他

成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど平易な記載とすること。

3　納入等場所

東京都千代田区隼町４番２号　最高裁判所

第８　業務の再委託

1　受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得ること。

2　委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第９　知的財産権

1　成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条、第２３条、第２６条の３、第２７条及び第２８条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対

し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案件等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。

2　受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3　受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第１０　機密保持

1　受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。

2　受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。

(1)　本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項

(2)　最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項

3　受注者の故意又は過失によって、２の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告し、問題解決に協力すること。

4　最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

5　受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。

6　受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持している全ての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第１１　情報セキュリティに関する事項

1　受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。

2　受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる態勢を構築すること。

3　受注者は、[redacted]

第１２　受注者の条件

受注者は、本作業の履行が確実に行われるように、契約の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保すること。

なお、最高裁判所と直接対応する者及びドキュメントを含めた成果物等の最終確認をする者については、裁判所担当者との間において、十分かつ円滑なコミュニケーションや意思の疎通を行うことができる能力及び文書作成能力を有する要員を確保すること。

おって、本作業実施中において、最高裁判所が受注者の技術力、知識、体制に加え、要員について、上記のコミュニケーション能力、文書作成能力等が不十分であると判断した場合には、受注者は最高裁判所と協議の上、受注者側の負担と責任で要員の変更等の必要な対応をすること。

第１３　その他

１　貸与物品等

受注者は、最高裁判所から提供又は貸与を受けた物品等については、最大限の注意をもって使用しなければならない。受注者は、同物品等を自己の故意又は過失によって滅失又はき損した場合には、最高裁判所に対し、修理、代替品による補填又は生じた損害の賠償を行わなければならない。

２　経費の負担

本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費及びその他の費用は、受注者の負担とし、別途最高裁判所に対して請求しないものとする。

３　問題発生等に対する対応等

受注者は、利用上の問題や仕様に関して解決困難な問題が発生した場合には、随時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する第三者からの照会に応じ、原因の切り分け及びその解決に協力すること。

４　障害対応

本システムに障害が発生した場合は、２４時間以内の復旧を目標に、障害解消のための措置を講じること。

５　本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

(別表１)

[redacted]	
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

(別表２)

[redacted]	
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]